## 破産手続廃止

**平成２２年（フ）第４７３０号**
愛知県豊田市土橋町８丁目29番地
破産者　有限会社有松工業
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５３７２号**
大阪市住之江区東加賀屋２丁目１―16
破産者　有限会社ソーコー硝子工事
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２４７号**
岡山市北区伊福町１丁目14番11号
破産者　株式会社モモ・アライアンス
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第４７３１号**
大阪府東大阪市足代新町９番７号　ルミナリエ布施605号
破産者　有松　良治
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続終結

**平成２２年（フ）第６０２号**
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23番地神代公団住宅46号館105号室
破産者　中村　勝昭
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２０年（フ）第８６４号**
仙台市泉区長命ヶ丘２丁目３番地の13
破産者　株式会社加賀山建設
1　決定年月日　平成23年１月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２０年（フ）第９８９号**
仙台市青葉区錦ケ丘６丁目14番地の11
破産者　加賀山　亨
1　決定年月日　平成23年１月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２２年（フ）第３２５２号**
大阪府豊中市服部西町１丁目２番18号
破産者　廣野　　健
1　破産債権の届出期間　平成23年２月４日まで
2　一般調査期日　平成23年３月３日午後３時30分
平成23年１月４日
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産債権の特別調査期日

**平成２０年（フ）第９６号**
熊本市国府４丁目10番18号
破産者　株式会社秀巧社
特別調査期日　平成23年２月22日午後１時30分
平成23年１月５日
熊本地方裁判所民事第１部

## 特別清算開始

**平成２２年（ヒ）第１０００３号**
仙台市若林区卸町東５丁目７番58号
清算株式会社　東北福山通運株式会社
清算人　山田　法昭
1　決定年月日　平成23年１月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

## 特別清算終結

**平成２２年（ヒ）第２０９４号**
東京都千代田区神田駿河台２丁目５番23号
清算株式会社　株式会社富士クリニカルサポート
1　決定年月日　平成23年１月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２２年（ヒ）第２０９９号**
東京都豊島区西池袋５丁目13番13号東都自動車ビルヂング４Ｆ
清算株式会社　株式会社ＥＮＳ
1　決定年月日　平成23年１月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２２年（ヒ）第２１０４号**
東京都渋谷区東１丁目26番20号
清算株式会社　株式会社ＫＩ＆Ｃｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　平成23年１月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

## 更生手続開始

**平成２２年（ミ）第１３号**
名古屋市中村区名駅南１丁目17番10号
更生会社　株式会社蓼科グランドホテル

**平成２２年（ミ）第１４号**
東京都千代田区内幸町１丁目２番２号日比谷ダイビル12階、旧本店長野県茅野市北山4028番地ロ
更生会社　株式会社蓼科・滝の湯
1　決定年月日時　平成22年12月31日午後０時
2　主文　上記２社について更生手続を開始する。
3　管財人　綾　　克己
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成23年２月14日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成23年３月22日から平成23年３月31日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成23年４月28日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成23年５月31日まで
東京地方裁判所民事第８部

## 報償金の額の決定

**平成２１年（ミ）第１３号**
神奈川県川崎市川崎区日進町１番地14
更生会社　Ｓｐａｎｓｉｏｎ　Ｊａｐａｎ株式会社
1　管財人が、別紙記載の更生担保権者（ジーイーキャピタル・アセット・ファイナンス株式会社外９社）に対し、会社財産から報償金を支払うことを許可する。
2　上記報償金の額を別紙記載の額（合計５億円）と定める（各別紙は省略）。
平成22年12月27日
東京地方裁判所民事第８部

## 監 督 命 令

**平成２２年（再）第１２８号**
東京都杉並区堀ノ内１丁目８番25号
再生債務者　親和交通株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区日本橋３丁目３番４号　永沢ビル５階　永沢総合法律事務所　弁護士　永沢　　徹
平成22年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

## 再生手続開始

**平成２２年（再）第４号**
茨城県笠間市大渕253番地
再生債務者　株式会社はなわ園芸
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年２月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年３月８日から平成23年３月15日まで
水戸地方裁判所民事部